

**県教育委員会及び高校教育改革先導校伴走支援業務委託契約
企画提案競技実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、県教育委員会及び高校教育改革先導校伴走支援業務を委託する業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

県教育委員会及び高校教育改革先導校伴走支援業務

(2) 業務内容

別添「県教育委員会及び高校教育改革先導校伴走支援業務委託 仕様書(案)」
のとおり

(3) 予算の上限額

13,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 企画提案競技の概要

(1) 実施方法

企画提案を募集し、書面及びプレゼンテーションによる審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選定する。

(2) 参加資格

参加資格を有する者は、応募を行う日から受託候補者が決定する日まで次の要件を全て満たしている者とする。

- ① 日本国内に事業所を有する民間企業、NPO 法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。
- ② 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ④ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- ⑤ 都道府県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

(3) 企画提案競技への参加

参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- ① 提出書類
企画提案競技参加表明書（様式1）
- ② 提出期限
令和8年11月18日（水）17時まで【厳守】
- ③ 提出方法
持参、郵送又はメールにより提出すること。
- ④ 提出先
「10 書類の提出及び問合せ先」に同じ。
- ⑤ 共同提案を行う場合の留意事項
 - ・単独で企画提案した者は、共同提案の構成員となることはできない。また、共同で企画提案した者は、他の共同提案の構成員となることはできない。
 - ・協定書や覚書（代表構成員や構成員の記名押印がされた書面）を作成し、参加表明書と併せて提出すること。（任意様式）
 - ・全ての構成員が本実施要領に定める参加資格を満たしていること。
 - ・提出書類（企画提案書及び概算見積書を含む。）はグループを1者とみなし、作成すること。

(4) 企画提案書及び概算見積書の提出

- ① 提出書類及び提出部数（任意様式）
 - ア 企画提案書（A4判） 提出部数：6部〔正本：1部、副本：5部〕
 - イ 概算見積書（A4判） 提出部数：6部〔正本：1部、副本：5部〕
- ② 提出期限
令和8年11月20日（金）15時まで【厳守】
- ③ 提出方法
持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書及び概算見積書の電子媒体をメールにより提出すること。
- ④ 提出先
「10 書類の提出及び問合せ先」に同じ。
- ⑤ 留意事項
 - ・企画提案書及び概算見積書は、それぞれ1者1案とする。
 - ・提出された書類の差替及び再提出は認めない。
 - ・提出された書類は返却しない。
 - ・参加資格を満たさない者が提出した書類又は虚偽の記載をした書類は無効とする。
 - ・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となる。

- ・提出書類の作成など企画提案競技への参加に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

4 企画提案書の記載事項

企画提案書は、仕様書（案）の内容を参照の上、以下の内容を盛り込むこと。

（１）業務の推進方針

本業務の効果的な推進方針を記載すること。

（２）研修会・支援活動の企画提案

研修会の企画概要と実施体制を記載すること。また、仕様書案3（3）③に記載のとおり、支援活動の提案を記載すること。

（３）取組のマニュアル化

P D C Aサイクルを含む自走に向けたマニュアル化の計画について記載すること。

（４）業務実施体制

本業務に係る担当者の配置及び連携事業者を含めた実施体制について記載すること。

（５）提案者の実績

過去3年間に受託した類似事業の実績（官民間わない）について記載すること。また、当該事業実績に係る説明資料（様式任意）も併せて提出すること。

（６）留意事項

- ・表紙を付け、提案者名（事業者名）を記載すること。
- ・A4判横長片面印刷（カラー印刷可）とすること。
- ・企画提案書に記載した内容は、概算見積書の金額の中で実施できるものとみなす。
- ・業務の全部を再委託することは不可とする。

5 概算見積書の記載事項

上記企画提案に係る経費を算出し、それらの経費を可能な限り詳細に記載すること。

また、参考として令和9年度～10年度の経費についても提出すること。なお、積算に当たっては、別添「県教育委員会及び高校教育改革先導校伴走支援業務委託仕様書（案）」と同様の内容を想定して算出すること。

6 審査及び選考

（１）実施方法

企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。応募者が6者以上の場合、本プレゼンテーションの前に書類審査を実施し、5者以下による審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、受託候補者の適格性を判断するた

め審査を行う。

(2) 実施日時

令和8年12月2日(水) 10時00分～

青森県庁北棟 531 会議室(青森市長島1丁目1-1)

※詳細な日時は後日通知する。

(3) 審査時間

25分とする。(15分のプレゼンテーションの後、選考委員の質疑時間を10分設ける。)

(4) 発表者

プレゼンテーションを行う者は、管理責任者等、運営に関わる者とする。

(5) 説明資料

企画提案書に基づくプレゼンテーションとし、新たな資料の提出や既に提出済みの資料の修正・差替等は、原則として受け付けない。

(6) 審査基準

① 事業の趣旨・目的の理解

本事業の趣旨及び目的を十分に理解するとともに、国及び本県における高校教育改革の方向性や課題を踏まえた提案となっているか。

② 業務の推進方針

実効性の高い推進方針や独自性、工夫が含まれた提案となっているか。

③ 取組計画及び進捗管理の方法

定期的なミーティングの運営方法及び体制が実効性のある提案となっているか。また、進捗管理や課題への対応策が具体的に示されているか。

④ 研修会・支援活動の企画提案

研修会の内容が改革先導校の教職員の高校教育改革の理解促進やコーディネーターや外部連携を担う教職員等の資質向上に資するものとなっているか。
また、事業者提案による支援活動が具体的かつ実現可能な提案となっているか。

⑤ 取組のマニュアル化

マニュアル化の計画が具体的に示されているか。また、策定するマニュアルが長期的に活用できる提案となっているか。

⑥ 実施体制

本業務を円滑かつ継続的に実施するための組織体制が構築されているか。また、県教育委員会及び改革先導校への緊急時の対応を含め、安定した業務遂行が期待できる体制となっているか。

⑦ 同種又は類似の業務実績

過去3年間で類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

⑧ 経費の妥当性

経費の積算は適切か。

(7) 選考結果

採否にかかわらず全ての提案者に書面で通知する。

なお、選考結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

7 委託契約の締結

審査の結果、総合点数の最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、最高点が同点となった場合は、審査員の合議により受託候補者を決定する。その後受託候補者と、企画提案書等を基に仕様書の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、その際には、採用となった企画提案の一部変更を指示することがある。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

企画提案競技に関する質問は、「質問票」(様式2)に記入の上、メールにより「10 書類の提出及び問合せ先」に提出すること。なお、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けないものとする。

(2) 受付期限

令和8年11月9日(月)12時まで【厳守】

(3) 回答方法

令和8年11月12日(木)までに全ての質問への回答をとりまとめ、青森県庁ホームページに掲載するとともに、質問票を提出した全ての者に対して電子メールにて回答する。(受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。)

9 契約締結までのスケジュール(予定)

令和8年11月9日(月)	質問票(様式2)受付期限(12時まで) (質問への回答は11月12日(木)までに行う)
11月18日(水)	企画提案競技参加表明書(様式1)提出期限 (17時まで)
11月20日(金)	企画提案書、概算見積書 提出期限(15時まで)
12月2日(水)	プレゼンテーション審査※詳細日時は後日通知する
12月4日(金)	審査結果通知
12月上旬	委託契約締結

10 書類の提出及び問合せ先

〒030-8540 青森市長島 1－1－1

高等学校教育改革推進室

TEL:017-734-9866

E-mail:E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

11 その他

本業務は、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年を見据えた委託業務であるが、契約は単年度ごとに締結するものとし、令和 9 年度以降の契約については、予算の成立状況等により判断する。